

富山市中心市街地活性化協議会幹事会規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、富山市中心市街地活性化協議会規約第 12 条第 2 項の規定に基づき、富山市中心市街地活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 幹事会は、富山市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調整に関する事項
- (2) 専門部会の運営に関する事項
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

（組織）

第 3 条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

（幹事長及び副幹事長）

第 4 条 幹事長は、富山商工会議所専務理事をもって充てる。

- 2 副幹事長は、幹事長が指名する者をもって充てる。
- 3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事）

第 5 条 幹事は、協議会構成員から指名された者及びその他会長が指名する者をもって充てる。

（会議）

第 6 条 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。

- 2 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者等の出席を求めることができる。

（専門部会）

第 7 条 幹事会は、協議会に提案する事項について専門的に協議し、又は調整させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（報告）

第 8 条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告しなければなら

ない。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、株式会社まちづくりとやまにおいて処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が会長と協議の上別に定める。

附 則

この規程は、平成18年8月30日から施行する。